

国民年金保険料

免除制度

●全額免除制度

保険料の全額(15,040円/月)が免除

●一部免除(一部納付)制度

保険料の一部を免除、残りの保険料は納付

○4分の3免除(4分の1納付) = 3,760円/月を納付

○半額免除(半額納付) = 7,520円/月を納付

○4分の1免除(4分の3納付) = 11,280円/月を納付

※納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となります。

(保険料は平成25年度の額)



免除申請の対象になる人

○前年所得(収入)が少ない人

※前年所得(収入)により判定します(配偶者・世帯主の所得も判定の対象)。

○失業した人(平成24年4月以降)

※離職票など、失業したことを証明するものが必要です。

○事業を休止または廃止した人(平成24年4月以降)

※事業を休止または廃止の事実が明らかにできる主管官庁の証明などが必要です。

免除申請の受け付け

平成25年度(平成25年7月分～平成26年6月分)の申請は7月1日から平成26年7月31日までです。

なお、平成25年7月31日までであれば平成24年度(平成24年7月分～平成25年6月分)の申請もできます。

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料の納付が必要ですが、経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって、保険料が「全額免除」「4分の1納付」「半額納付」「4分の3納付」となる場合があります。

問 保険年金課 国民年金班 ☎ 29 5 0 8 6 (市役所1階⑨窓口)

総合支所市民福祉課

岩国年金事務所 ☎ 24 2 2 2 2 (立石町一丁目8-7)

将来の年金への影響は

免除期間は、受給資格期間(年金を受給するには25年以上必要)に算入されますが、受給できる年金額は免除を受けた期間や免除区分によって減額されます。

詳しくは、岩国年金事務所へ問い合わせてください。

追納できます

免除期間などについては、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。

追納することにより、老齢基礎年金の年金額に算入されます。ただし、3年度目以降は、当時の保険料に加算金が上乗せされます。

若年者納付猶予も同時に受け付け

若年者納付猶予についても免除申請と同時に受け付けます。若年者納付猶予は、30歳に達する日の前月まで、本人および配偶者の所得が一定以下のときは、申請により保険料納付が猶予されます。ただし、若年者納付猶予の承認を受けた期間は、受給資格期間に算入されますが、将来受ける年金額が少なくなります。